

基準 1 3 消火器具の設置及び維持に関する基準

第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 概要

用語の意義

- (1) 消火器具とは、消火器と簡易消火用具を総称したものをいう。
- (2) 消火器とは、水その他消火剤を圧力により放射して消火を行う器具で人が操作するもの（固定した状態で使用するもの及びエアゾール式簡易消火具を除く。）をいう。
- (3) 簡易消火用具とは、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石及び膨張真珠岩をいう。
- (4) 住宅用消火器とは、消火器のうち、住宅における使用に限り適した構造及び性能を有するものをいう。
- (5) 能力単位とは、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 3 9 年自治省令第 2 7 号。）第 3 条又は第 4 条（能力単位の測定）の規定により測定したもので、消火器具（住宅用消火器を除く。）の消火能力を示す単位をいう。
- (6) 大型消火器とは、能力単位が、A 火災に適応するものにあつては 1 0 以上、B 火災に適応するものにあつては 2 0 以上のものをいい、薬剤量は、水消火器又は化学泡消火器にあつては 8 0 リットル以上、機械泡消火器にあつては 2 0 リットル以上、強化液消火器にあつては 6 0 リットル以上、ハロゲン化物消火器にあつては 3 0 キログラム以上、二酸化炭素消火器にあつては 5 0 キログラム以上、粉末消火器にあつては 2 0 キログラム以上のものをいう。
- (7) 歩行距離とは、什器、壁等の障害物を避け、実際に歩行可能である部分の動線について測定される距離をいう。

2 細目

(1) 消火器具の種類等

設置する消火器具の種類は、粉末（A B C）消火器 1 0 型とするよう指導すること。ただし、粉末では、消火困難な燃焼物がある場合、又は汚損若しくは故障等の二次災害のおそれのある場所については、強化液、水（潤滑剤等入りを含む。）その他の水系消火薬剤を用いた消火器とすることができる。

(2) 設置場所等

ア 設置場所

消火器具は、廊下又は通路部分で避難上支障のない位置に設けること。

- (ア) 室内に設置する場合にあつては、出入り口付近に 1 以上設置するよう指導すること。
- (イ) メーターボックス等に設置する場合は、専用の扉を設ける等、使用に際し容易に持ち出せる措置を講ずること。
- (ウ) 消火器具全体が高さ 1. 5 m 以下となるよう設けること。

イ 防護措置

次に掲げる場所に設置する消火器には、適当な防護措置（消火器 B O X に収納する等の措置）を講じること。

なお、乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩は、雨水等がかからない措置を講じるとともに地盤面又は床面からの高さが 1 0 c m 以上となる場所に設けること。

- (ア) 容器又はその他の部分が腐食するおそれのある場所
- (イ) 消火器に表示された使用温度範囲外となる場所
- (ウ) 屋外等で雨水等の影響を受けるおそれのある場所

3 付加設置

規則第6条第3項、第4項及び第5項により、防火対象物又はその部分（防火対象物の屋上及び上屋等において設置するものについても、その部分と解するものとする。以下、この項において「屋上等」という。）に設置しなければならない消火器具については、前1、2によるほか次によるものとする。

- (1) 付加設置する部分には、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器を設置すること。

ただし、令第10条第1項の規定に基づき設置される消火器が、付加設置する部分に設置された消火器と同一の適応性を有し、かつ、能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満足する場合にあっては、1個以上とすることができる。

- (2) 規則第6条第4項に規定する「その他これらに類する電気設備」とは、発電機、又は変圧器の特別高圧若しくは高圧の電路に接続する電気機器（電路に接続するリアクトル、電圧調整器、開閉器、コンデンサ、遮断器、計器用変成器等の機器によって構成され、その全出力が20キロワット以上のものをいう。）、蓄電池設備、燃料電池発電設備及び急速充電設備をいうものであること。ただし、次のアからカのいずれかに該当するものを除く。

ア 配電盤、分電盤又は制御盤のみのもの。

イ 内燃機関を原動力としない発電設備

ウ 電気機器で、乾式、モールド型等の冷却、又は絶縁のために油類を使用せず、かつ、密閉式等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの。

エ 蓄電池設備で、その容量が4,800アンペアアワー・セル未満のもの。

オ 蓄電池設備で、鉛蓄電池設備又はアルカリ蓄電池のうち、制御弁式のもの。

カ 急速充電設備で、その全出力が20キロワット未満のもの

キ 配線、照明、電動機等

- (3) 規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」とは、次の設備の設置する場所をいうものであること。

なお、同一場所に2以上の設備がある場合の入力値は、各設備の種類ごとに、設備相互の距離5m以内（屋外においては3m以内）に近接して設置するものの入力合計とするよう指導すること。（第13-1図参照）

ア 熱風炉、多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉及び据付面積2平方メートル以上の炉

イ 厨房設備（飲食店の小規模ガスコンロ設置場所及び社員食堂の厨房、学校の家庭科実習教室の厨房機器を設置した場所を含む。）

ウ 入力70キロワット以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）

エ ボイラー又は入力70キロワット以上の給湯湯沸設備

オ 乾燥設備（気体燃料を熱源とした回転式衣類乾燥機を含む。）

カ 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機

キ サウナ設備

ク 火花を生ずる設備

ケ 放電加工機

- (4) 能力単位等の算定に係る床面積について、次のように指導すること。

- ① 規則第6条第4項に規定する電気設備（屋外に設置する急速充電設備を除く）がある場所並びに規則第6条第5項に規定する鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火

気を使用する場所（前、（３）の場所をいう。）の内、アからエ、オ（気体燃料を熱源とした回転式衣類乾燥機を除く。）及びカの床面積の算定は、次のア又はイのいずれかによること。

ただし、屋上等に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次のイ、屋外の取り扱いに準じて床面積を算定すること。

ア 不燃区画された部分の場合

不燃材料の壁、床、天井（天井のない場合は、はり及び屋根）及び床で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

- （ア） 不燃区画に設ける出入口、窓、換気口（ガラリ等）等の開口部は、防火戸を設けること。
- （イ） 不燃区画に換気、暖房又は冷房の設備の風道が貫通する場合は、防火ダンパー等を設けること。
- （ウ） 不燃区画を給水管、配電管その他の管、配線等が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分に十分に不燃材料を充てんする等の措置を講じること。

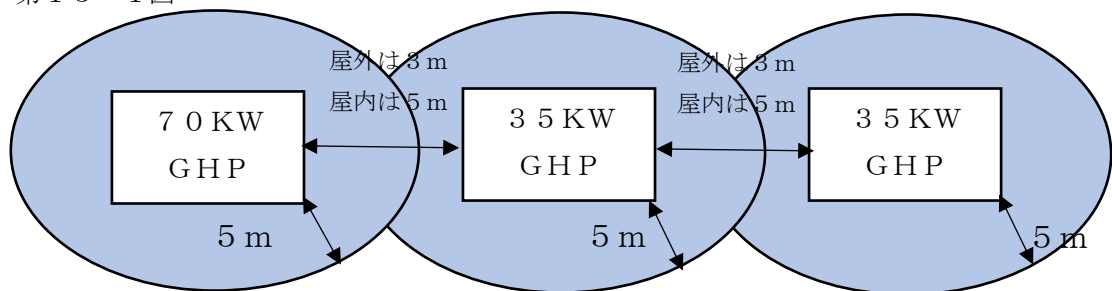
イ 水平投影による部分の場合

当該設備が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面の周囲に水平距離 5 m（屋外においては 3 m）までの範囲の部分（以下この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。

ただし、キュービクル式の電気設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式と同等以上のもの）にあつては、当該設備が据え付けられた部分の水平投影面積とすること。

- （ア） 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあつては、前アに準じた防火措置が講じられていること。
- （イ） 同一室内又は屋上等に当該設備が 2 箇所以上設置されており、水平投影による部分が重複する場合は、重複する部分は重複加算しないこと。（第 1 3 - 1 図参照）

第 1 3 - 1 図



この場合は  の合計面積（重複部分は重複加算しない）となる。

※H3.10.8 消防予第 206 号参照

- ② 乾燥設備の内、気体燃料を熱源とした回転式衣類乾燥機及びサウナ設備については、当該機器等が据え付けられた部分の水平投影面を床面積とすること。
- ③ 屋外において設置される前、（２）及び前、（３）の設備については、当該部分にその消火に適応するものとされる消火器等を設置するよう指導すること。この場合にお

いて、消火器を設置する場合は、10型以上のものとするのが望ましいものであること。

なお、規則第6条第3項による少量危険物及び指定可燃物については、令10条第1項第4号において「建築物その他の工作物」と定められていることから、当該部分において、その消火に適応するものとされる消火器等の設置が必要となるものであること。

- ④ 防火対象物又はその部分に、前、①から③に定めるもの以外において設置する入力70キロワット未満の温風暖房機、給湯湯沸設備又は内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機並びにふろがま又は簡易湯沸設備等については、当該部分にその消火に適応するものとされる消火等を設置するよう指導すること。この場合において、消火器を設置する場合は、10型以上のものとするのが望ましいものであること。

4 簡易消火用具

(1) 材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツの容量は10リットル以下で、かつ、容易に変形しないものであること。

イ 膨張ひる石は、JIS A 5009に、膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）は、JIS A 5007にそれぞれ適合するものであること。

(2) 設置方法

設置する箇所ごとに、規則第6条第1項に定める能力単位が1単位未満とならないように設けること。

5 標識等は、次によること。

(1) 消火器具の上部又はその直近の見やすい箇所に表示すること。

(2) 「消火器」の標示は、基準38によること。

第2 特例適用基準

次に掲げる場所に設置する消火器具は、令第32条の規定を適用し、次によることができるものとする。

- (1) ボーリング場、ダンスホール、体育館、舞台、集会場、ラック式倉庫のように、歩行距離20m以下ごとに配置できない用途又は業務の場所にあつては、それぞれの実態に応じて配置することができる。
- (2) メゾネット型共同住宅（一住戸に二階層以上有する共同住宅）は、一住戸を一階層とみなし、歩行距離を20m以下ごとに配置することができる。
- (3) 精神障害者等のうち、重症患者を収容する病棟又は病室が存する階にあつては、算定した能力単位のことをナースステーション内に集中して設置することができる。

○「消防法施行規則第6条第5項の消火器の設置について」

(昭和55年10月6日消防予第207号)